教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価報告書
（平成２５年度実績）

平成２６年８月

室 蘭 市 教 育 委 員 会

ー 目 次 ー

Ⅰ　点検・評価制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　1　経緯
　2　目的
　3　対象事業の考え方
　4　学識経験者の知見の活用

Ⅱ　点検・評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
　1　「確かな学力」の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
　2　「豊かな心」を育む教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
　3　「健やかな体」を育成する教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　4　特別支援教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
　5　特色ある教育活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　6　幼児教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　7　私学に対する支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第２　信頼される学校づくりの推進
　8　開かれた学校づくりの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　9　教職員の資質・能力の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　１０　教職員の服務規律について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
　１１　不審者対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　１２　防災教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　１３　放課後児童対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　１４　青少年問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
　１５　学校給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　１６　学習環境の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第４　人とまちが生きる生涯学習の推進
　１７　文化振興及び文化財の保護・活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　１８　読書活動推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
　１９　男女平等参画社会に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　２０　スポーツ振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　２１　各施設の耐震化・省エネの取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

Ⅲ　学識経験者の意見
１　意見提出者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２　点検及び評価に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

＜参考資料＞
平成２５年度　室蘭市教育行政方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

Ⅰ　点検・評価制度の概要

１　経緯

平成１８年１２月の教育基本法の改正及び平成１９年３月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成１９年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成２０年４月から施行されました。

そのため、本市としても、平成２０年度から「教育委員会の責任体制の明確化」を目指すため、同法第２７条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施するものです。

２　目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会であります。その特性は、専門的な行政官で構成される事務局を、多様な属性を持った複数の委員による合議により、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するものです。

事務の点検・評価は、上記地教行法第２７条の規定に基づき、教育委員会が、教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価をすることにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

３　対象事業の考え方

本年の点検・評価の対象事業は，これまでの考えに基づき平成２５年度分の事業実績としました。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど地教行法第２３条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、市長の補助執行として行っている事務を含む、本委員会が所管するすべての事務としています。

事業のまとめ方については、平成２５年度室蘭市教育行政方針に位置付けられ、室蘭市教育委員会において実施した主な施策・事業等を網羅する形で対象事業を選定しました。

４　学識経験者の知見の活用

地教行法第２７条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を行うため、教育委員会が行った施策・事業等の実施状況についての点検及び評価の客観性を確保し、今後の取組に向けた活用を図るため、今年度も教育に関して学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきました。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２７条　教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第３項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

２　教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ　点検・評価の結果

今年度についても、室蘭市教育委員会で示した平成２５年度の教育行政方針に基づき、この教育行政方針に掲げられた重点項目に盛り込まれた施策・事業の内容と成果について点検・評価を実施しました。

なお、教育行政方針の詳しい内容につきましては、＜参考資料＞平成２５年度室蘭市教育行政方針を参照してください。

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

１　「確かな学力」の向上について

平成２５年度の取組状況

１．学力向上基本計画に基づく学力向上への取組

児童生徒の学力向上を図るため、「学力向上基本計画」に基づく取組を推進するとともに、各学校における取組状況の点検評価を実施した。

また、家庭における学習習慣の定着をはかるために、各校において「家庭学習の手引き」を作成するとともに、「家庭教育のすすめ」リーフレットを市内全保護者へ配布した。

２．各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成

全国学力・学習状況調査及び本市独自の標準学力調査の実施を通じて、各校の児童生徒の学習状況を把握するとともに、本市及び各校における調査結果の分析に基づき、学校ごとに学力向上改善プランの作成・見直しを行った。

また、学力向上に係る小・中学校間の連携強化を目的に「室蘭市学力向上基本計画連絡協議会」を開催し、中学校区ごとの情報交流を行った。

成果・課題等

≪成果≫

１．学力向上基本計画に基づく学力向上への取組

（１）市内各校を対象に実施した「学力向上基本計画」の実施状況評価の結果をみると、「授業改善が図られた」、「研修体制の改善が図られた」、「学習・生活習慣の改善が図られた」と回答した学校の割合が、平成２４年度の評価結果と比較すると、１割程度増加しており、各校における取組の改善・充実が図られてきている。

（２）学力向上研究奨励校である八丁平小学校、本輪西小学校、翔陽中学校の３校については、公開研究大会の開催や先進校視察研修報告等が行われ、先進的な教育情報についての市内全体への環流が図られた。

（３）室蘭市標準学力調査については、各校における児童生徒一人一人に応じた指導への活用に加え、学力向上プランの検証や校内研修における学力分析資料、その他授業改善等の資料としての活用が図られ、学力向上の成果が着実に表れている。さらに、児童生徒自身や保護者が客観的な学力状況を把握し、学習に対する意識向上を図る資料としても活用されている。

（４）学習支援教員の配置については、配置８校からの実施調査報告から、学習指導及び生徒の両面で高い評価となっているとともに、学力諸調査の結果をみても、他の学力向上の取組とあわせて一定の成果があらわれている。

２．各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成

（１）全国学力・学習状況調査の学力面の結果は、各学年・教科ともに全国平均正答率よりやや低く、全道平均正答率と同程度であった。小学校では学校間の差が小さくなっており、経年比較の結果から各教科ともに全体的に学力の向上傾向がみられる。中学校については年度差はあるものの、ほぼ全国水準（全国平均正答率－５ポイント以上）を維持している。

また、同一児童生徒の経年比較（平成２２年小６、平成２５年中３）では、平成２４年度と同様に平均正答率が向上している。

（２）本市独自の標準学力調査の結果については、全国平均値との比較において、小学校３年生は国語、算数ともに全国と「同程度」、５年生の国語は「ほぼ同程度下位」（平成２４年度は「低い」）、算数は「低い」（平成２４年度は「かなり低い」）となっており、学力の改善傾向が見られた。中学校の２年生は、国語・数学とも全国平均値と「同程度」、英語が「ほぼ同程度下位」となっており、平成２４年度と同様に全国水準を維持している。また、同一児童生徒の経年比較（平成２２年小５、平成２５年中２）では、平成２４年度と同様に学力の向上傾向がみられる。

（３）各学校においては、各調査の結果を分析した上で、指導方法や指導計画の工夫・改善を行い、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導に努めることができた。

≪課題≫

１．学力諸調査を実施した各学年・教科の結果を見ると、年を追うごとに改善傾向がみられ一定の成果があると考えられるが、全国学力・学習状況調査の結果をみると、本市の小・中学校ともに全国平均正答率と比べると、全体的に室蘭市の平均が全国を下回っている状況にあることや、特に小学校においては全国平均値よりも高い学校から低い学校まで広く分布しているなどの課題がみられる。今後も引き続き、学力向上の取組を強化していく必要がある。

２．学力諸調査の結果をみると、本市の子どもたちは、全国と比較し、「家庭での学習の時間が短い」、「TV を見たりゲームをしたりする時間が長い」という状況があきらかになっており、家庭における望ましい学習習慣や生活習慣の確立が課題としてあげられる。

今後の展開の考え方

１．「室蘭市学力向上基本計画」（平成２３年度～２５年度）の成果と課題を検証し、室蘭市の子どもたちに確かな学力を定着させるため、室蘭市学力向上基本計画の見直しと改善を行っていく。また、授業改善や教師の指導力の向上を一層効果的に推進していくために、①研究奨励校事業の見直し・研究の成果の環流、②チャレンジテストの活用推進、③小・中学校の連携強化、④学習支援員の配置、⑤ＩＣＴ活用事業の推進等の取組を強化していきたい。

２．各学校が児童生徒の実態に即し作成した学力向上改善プランの見直しや修正を実施し、より効果的な学習活動が実践できるよう、今後も指導・助言に努めていきたい。

３．社会で自立して生きていく上で必要な学力や望ましい学習習慣や生活習慣を身に付けさせることができるよう、学校・家庭・地域・教育行政が一体となった取組を推進していきたい。各学校が児童生徒の実態に即し作成した学力向上改善プランの見直しや修正を実施し、より効果的な学習活動が実践できるよう、今後も指導・助言に努めていきたい。

●担当課「指導班」

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

２　「豊かな心」を育む教育について

平成２５年度の取組状況

１．生命を大切にする心、公共心や規範意識等の子どもたちの「豊かな心」を育むために、道徳の時間を中心とした全教育活動において、思いやりの心や生命尊重の精神、公共心や規範意識を高める指導の充実を図るとともに、道徳推進教師を中心に、道徳の時間の工夫・改善に努めた。また、地域の人材や様々な教育資源を活かした自然体験活動や社会体験活動等の「豊かな体験活動」を通じて、内面に根ざした道徳性の育成に努めた。

２．各学校においては、子どもたちの心に寄り添う生徒指導と学級経営、教育相談体制の充実を図り、児童生徒理解を深めるとともに、社会性や豊かな人間関係の確立を図るための生徒指導の充実に努めた。

３．各学校においては、「室蘭市いじめ問題総合対策」に基づき、年３回以上のアンケート調査や教育相談等を行うなど、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に係る取組を推進した。また、保護者や地域向けの啓発・協力依頼資料を作成・配布するなど、家庭や地域、関係機関との連携による「いじめを絶対に許さない」体制づくりに努めた。また、子どもたちの主体性を生かした「むろらん子どもサミット」を開催し、「いじめを許さない意識の醸成」や「誰にとっても居場所がある」学校づくりを推進できるよう、各校の取組の報告や交流を実施した。

４．不登校問題については、不登校の初期対応の重要性について各校に周知及び対応の徹底を指示するとともに、いじめ・不登校対策会議等において、各校の取組状況や課題等を共有し、小・中学校間における連携のあり方等について協議を深めた。
　各校と教育委員会では、月３日以上の欠席児童生徒の把握及び状況の客観的な分析を行い、訪問アドバイザーと連携して不登校傾向の児童生徒の早期支援に努めた。

成果・課題等

≪成果≫

１．道徳教育については、道徳推進教師が学校で１名専任され、年間指導計画を各学校の行事や各教科と関連付けしたものに整備したほか、市内全小中学校に道徳副読本を配備し、教育活動全体を通して道徳的実践力の育成が図られた。

２．社会性や豊かな人間関係の確立を図る生徒指導の推進により、児童生徒はおおむね落ち着いた学校生活を送ることができていた。また、薬物乱用防止教室や性に関する指導、インターネット使用に関するマナー教室等の実施やリーフレットの配布等の取組を実施し、生徒指導上の諸問題の未然防止の取組の充実を図ることができた。

３．いじめの認知件数は平成２５年度１０２件と、平成２４年度と比べ３４件減少しており、各校における未然防止の取組に一定の成果があったものと考える。

４．不登校児童生徒数は平成２５年度６７名と、平成２４年度と比べ４名減となっており、各種取組並びに、関係機関と連携した対応について、一定の効果があったものと考える

≪課題≫

１．道徳教育の要である「道徳の時間」の充実を図るために、年間指導計画の整備に加え、「道徳の時間」の授業づくりに関する校内研修や授業研究等を積極的に推進していくことが重要である。

２．生徒指導に関しては、引き続き児童生徒の理解に努めるとともに、各学校における積極的な生徒指導の展開を通じて自己指導能力の育成に努めたい。また、学校統合やインターネットの普及に伴う問題行動の広域化への懸念についても今後対応していきたい。

３．「いじめはどの学校にもどの子どもにも起こりうる」という認識のもと、学校、保護者、地域、関係機関とが一体となり、組織的にいじめを防止するための体制づくりを進める必要がある。

４．不登校傾向となった児童生徒の保護者と学校との連携に一部課題があり、問題の解決に向けての対応が不十分であったケースも見られた。

今後の展開の考え方

１．豊かな心の一層の育成を図るため、家庭や地域社会、関係団体との連携を強化するとともに、道徳教育に係る校内研究を促進し、児童生徒の心に響く道徳教育の活性化を図っていく。

２．生徒指導の推進として、問題行動の未然防止を図るため、教職員による児童生徒理解の深化や望ましい人間関係づくりを推進するほか、引き続き、関係機関と連携した取組を充実させるなど、規範意識の醸成や自己指導能力の向上を図るための取組が必要である。また、問題行動発生時においては、学校と保護者、関係機関が連携した指導・支援により、児童生徒のよりよい成長を促進する必要がある。

３．室蘭市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本計画の平成２６年度策定に向けて準備を進めると同時に、各学校、保護者、関係機関等の連携を強化し、いじめ防止対策や調査をするための組織について検討・整備していくことが必要である。

４．不登校問題の解決に向けては、不登校の初期段階における、学校や関係機関による支援が有効であるとの認識から、今後においても、学校、教育委員会、適応指導教室訪問アドバイザー等による積極的な支援を継続する必要があると考える。また、保護者と学校の連携の課題が、不登校の長期化につながるケースもあることから、両者が共通理解のもと、児童生徒を中心に据えた取組を進められるよう指導・支援・助言を継続する必要がある。

●担当課　「指導班」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
３　「健やかな体」を育成する教育について
平成２５年度の取組状況
体力の向上については、各学校における新体力テストの実施拡充を図るとともに、体力向上を図るための１校１実践の取組を推進した。また、栄養教諭による食育指導を継続して実施するとともに「早寝・早起き・朝ごはん」運動の一層の推進及び日常の運動を含めた生活・運動習慣の改善については、各学校の学校便りによる啓発活動に加え、市内全小・中学校の保護者に配布している「家庭教育のすすめ」（リーフレット）の中に、運動習慣に係る内容を付け加えるなどして、家庭との連携を図った取組を推進した。
成果・課題等
≪成果≫ 各学校において１校１実践等の体力向上の取組の充実を図ることができた。また、基本的な生活習慣の改善については、リーフレットの配布等を通じて保護者への意識啓発を行うことができた。 ≪課題≫ 児童生徒の体力については、全道的傾向として、全国平均を下回っている現状であり、引き続き、学校課題に応じた体育授業の改善や「一校一実践」等の取組を進めていくことが重要である。また、基本的な生活習慣の改善に係る保護者への啓発については、今後も学校と保護者との一層の連携を深めながら、継続的に子どもたちの生活・運動習慣の改善を図っていくことが必要である。
今後の展開の考え方
体力の向上については、全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果分析をもとに、本市及び各校の課題を明らかにした上で、具体的な対応を検討していくことが必要である。 また、これまで一部の学年しか実施されていなかった新体力テストを平成２６年度より全学年で実施し、児童生徒の成長過程における経年分析を行いながら、継続的な取組を推進していく計画である。１校１実践の取組については、市内の優れた実践を環流し、市内小・中学校全体の取組の向上を図っていきたい。 また、基本的な生活・運動習慣の改善については、今後も継続的に保護者への啓発活動を進めるとともに、学校教育と社会教育等との連携及び学校・家庭・地域が連携を深めながら、体力向上の取組を組織的に進めていくことが重要と考える。

●担当課　「指導班」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
４　特別支援教育の充実について
平成２５年度の取組状況
１．特別支援教育コーディネーターを活用した教育相談 ５４件（Ｈ２４）　→　８５件（Ｈ２５） ２．特別支援教育支援員の配置 ・特別支援学級　２６人（Ｈ２４）　→　２７人（Ｈ２５） ・通常学級　１２人（Ｈ２４）　→　１３人（Ｈ２５） ３．就学相談員の配置　２人（Ｈ２４）　→　２人（Ｈ２５）
成果・課題等
≪成果≫ 特別支援教育コーディネーター（※注１）の派遣や特別支援教育支援員（※注２）の配置(特別支援学級と通常学級)、就学相談員の市教委への配置により、障がいのある児童生徒の支援体制や学校・保護者への相談体制の充実、強化を図っている。 ≪課題≫ 保護者の理解促進や支援体制の整備等により、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加は続いており、今後もきめ細かな支援を続けていく必要がある。 また、小１プロブレム（※注３）への対応として、幼稚園・保育所との更なる連携強化や就学前児童の保護者への特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。
今後の展開の考え方
対象児童生徒の増加に対応した指導・相談体制の強化を図り、保護者への相談支援や関係職員への研修を充実させていく。 また、就学前児童のスムーズな小学校入学のために、幼稚園・保育所との定期的な情報交換、保護者への就学相談・情報提供を積極的に進めていく。

●担当課　「指導班」、「学校教育課」

※注１　特別支援教育コーディネーターは、特別支援学校の教員の専門性を活かし，地域における特殊教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割として、小中学校を訪問し担任への指導支援、校内体制の助言等を行います。

※注２　特別支援教育支援員は、小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポート等を行います。

※注３　小１プロブレムとは、環境の変化等により小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教師の話を聞けずに騒いだり、教室を歩き回るなど授業が成立しない問題。

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

５　特色ある教育活動について

平成２５年度の取組状況

１．世界に通じる子どもたちの育成事業
　児童生徒を対象とした講話の実施、「むろらん中学生イングリッシュデイ」（１３名参加。）、「むろらんイングリッシュ・デイ」（小４対象、２３名参加）の開催、ノックスビル市中学生海外交流事業報告会の参加者拡大の取組を推進した。

２．小学校の外国語活動の充実
　平成２４年度に引き続き、外国語指導助手（ＡＬＴ）３名により、小学校の外国語活動の充実を図った。

３．ものづくりのまち室蘭に関連する事業
　室蘭工業大学との連携や職場体験学習の実施。

４．港ふるさと体験学習
　郷土室蘭の豊かな自然や環境に親しみを持ち、人間と環境との関わりについて理解を深めるため、港ふるさと体験学習を引き続き実施した。

５．環境教育
「交通エコロジー教室」（市内小学校４校）、「太陽光発電授業（市内中学校１校）の開催。

成果・課題等

≪成果≫

世界に通じる子どもたちの育成事業を通じて、児童生徒が世界に目を向け、日本と異なる文化や習慣への理解を深めることができた。また、小学校の外国語活動の充実のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を外国語活動に派遣することにより、ネイティブイングリッシュにふれる機会を通して、コミュニケーション能力の育成を図ることができた。

室蘭工業大学との連携したものづくり体験活動や中学校の総合的な学習の時間で実施している職場体験学習を通して、望ましい生き方や職業観・勤労観を育む進路指導の充実が図られた。

港ふるさと体験学習では、北海道大学水産学部海藻研究所や市農水産課、海上保安庁、市内企業の協力を得て、ふるさと室蘭の文化や産業を学習したり、人間と環境との関わりについて理解を深めるとともに「ふるさと室蘭」への愛着と地域社会の一員としての誇りと自覚を深めることができた。

環境教育教材として、「交通エコロジー教室」（市内小学校４校）を開催し、環境保全に主体的に関わるための環境学習の効果を高めるとともに、関係部局と連携した環境教育を推進することができた。

≪課題≫

世界に通じる子どもたちの育成事業については、子どもたちが主体的に活動に参加し、異文化理解はもとより自国の文化への理解を深めることができるプログラム開発や地域人材の発掘等が必要である。

小学校へのＡＬＴの派遣については、ＡＬＴと担任との連携を一層密にしながら、より

効果的な指導方法を工夫・改善していくことが重要である。 　室蘭工業大学や関係団体等と連携したものづくり体験活動については、今後も市長部局や関係団体と連携協議しながら、その充実を図っていくことが必要である。 　港ふるさと体験学習については、各学校や子ども達からも好評の事業なので今後も関係機関や団体の協力を得ながら、事業内容の充実に努めていくことが重要である。 　環境教育については、各学校における取組の一層の充実を積極的に支援していくことが必要である。
今後の展開の考え方
世界に通じる子どもたちの育成事業については、より多くの子どもたちに国際理解教育の輪を広げていくための事業拡大（小学校出前講座等）を検討していく。 　小学校へのＡＬＴの派遣については、外国語学習の充実を図るため、今後も指導方法の工夫・改善を図りながら取組を継続していく。 　ものづくり体験活動等については、今後も室蘭工業大学や関係団体等と連携協議する機会を設けて、その充実を図っていく。 　港ふるさと体験学習については、関係企業や団体との連絡会議において調整を図るなど、この事業の充実に努めていく。 　環境教育の充実について、環境保全に主体的に関わる態度を育成する観点からも、地域素材の積極的な活用や関係機関と連携を一層密にしながら取組の充実を図っていく。

●担当課　「指導班」

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

６　幼児教育の充実について

平成２５年度の取組状況

＜幼保小の連携会議の開催状況＞

１．市教委と室蘭市私立幼稚園協会との懇話会（６／５）

２．市教委、小学校長会役員と室蘭市私立幼稚園協会との懇話会（８／３０）

＜家庭教育セミナー等の開催実績＞

１．２・３・４歳児と親の家庭教育セミナー（１２回開催、延べ参加者１９０名）
　親子一緒の運動や講話・情報交流等。平成２５年度より参加対象年齢を２歳児からに拡大。

２．子育て出前セミナー(５回開催、延べ参加者１２５名)
　親子一緒の運動や絵本読み聞かせと、講話・子育て相談・情報交流。

３．地域家庭教育セミナー（１０回開催、延べ参加者７６名）
　親へ、学習機会や情報提供をして、家庭や地域の教育力の向上を図る。

４．２歳児親子講座（６回開催、延べ参加者１０３名）
　２歳児特有の行動特徴に対し、学習や情報提供を通して、親としての資質向上を図る。

５．幼稚園・保育所・小学校の親と教育・保育職員の集い（延べ参加者４９名）
　次のステップである小学校への円滑な移行を図るための集いとして八丁平小学校、高砂小学校で各１回開催。

成果・課題等

≪成果≫

１．平成２１年度から、小１プロブレムの防止を目的にした幼稚園・保育所・小学校の連携会議を開催しており、平成２５年度は幼稚園との連携会議を２回開催し、それぞれの現状や課題の報告、各種要望、小学校への引き継ぎ方法の再確認等を行うこと等により、緊密な連携を図ることができた。

２．各セミナー終了後のアンケート調査結果から、学習や親同士の意見交流等により、育児についての悩みの解消や、家庭教育の重要性が認識できたなどの感想が多く寄せられ、学びと育ちを支える環境づくりの推進を図ることができた。

≪課題≫

１．特別支援教育に関して、入学前の就学相談を希望する保護者が増えており、スムーズな小学校入学のために就学相談員の派遣等の支援が必要。

２．保護者の要望を踏まえた魅力あるセミナー等の開催と参加しやすい日程や場所の検討及び市民周知をより効果的に行う必要がある。

今後の展開の考え方

１．平成２４年８月に成立した子ども・子育て関連３法により、平成２７年度からの子ども・子育て支援新制度の実施に向けて国や地方自治体で準備が進められており、今後も国の動向を注視しながら、引き続き幼保小の連携強化を図り、幼児教育の充実に努めていく。

２．各セミナーの実施については、関係機関へのポスター掲示、マスコミへの報道依頼のほか、セミナー参加者にも友人・知人への口コミ案内等、広く周知されるよう努めていくとともに、理解しやすい配布資料、参加者の自由な意見交換等が可能となるよう運営面にも配慮しながら、親の資質向上と子どもの健全な成長につながるよう検討を進めていく。

●担当課　「学校教育課」、「生涯学習課」

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

７　私学に対する支援について

平成２５年度の取組状況

高等学校、専修学校、私立幼稚園に対し教材教具等の整備や生徒・園児募集、特色ある教育活動等への補助と平成２１年度から施設の老朽化に伴う校舎・園舎の大規模改修に対して補助を実施しており、さらに、平成２５年度から老朽化に伴う校舎建替えに対して補助を実施した。

○高等学校
　教育振興補助　　13,000 千円（北海道大谷室蘭 7,000 千円、海星 6,000 千円）
　校舎等建替　　20,000 千円（北海道大谷室蘭）※事業完了予定が Ｈ２６のため繰越
○専修学校
　教育振興補助　　3,000 千円（北斗文化学園）
○幼稚園
　教育振興補助　　5,500 千円（室蘭私立幼稚園協会　500 千円×11 園）
　大規模改修　　5,000 千円（室蘭幼稚園）

成果・課題等

≪成果≫

入学者数の減少により経営が厳しい私立学校等に対して補助を行うことにより、本市における私立学校等の教育の振興が図られた。

≪課題≫

私立学校等では入学者数の減少により厳しい経営が続いており、今後も安定した学校運営を継続していくためには、本市による支援が欠かせないものであり、今後も継続していく必要がある。

今後の展開の考え方

私学への助成については、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく国及び道の助成の充実を今後とも教育長会等を通じて要望を行っていく。また、市の単独補助である教育振興補助事業を今後も継続して行い、私学振興の充実を図る。

なお、私立幼稚園の大規模改修については、平成２７年から始まる子ども・子育て支援新制度の具体的内容と各私立幼稚園の方向性等を見定めた上で、支援の方向性を検討する。

●担当課　「学校教育課」

重点施策
第２　信頼される学校づくりの推進
点検・評価項目
８　開かれた学校づくりの推進について
平成２５年度の取組状況
各校では、学校便りの地域回覧やホームページ、学校評議員会を通じて、児童生徒の教育活動の様子や成果と課題について、保護者や地域住民への説明責任の充実に努めた。 また、各学校の教育活動の推進にあたっては、日本の文化にふれる学習やものづくり・職業体験、ボランティア教育や環境教育、国際理解教育等さまざまな教育活動において、地域の教育力（人材や施設、自然環境等）を活かした教育活動の実践を通じて、地域に根ざした開かれた学校づくりの推進に努めた。 この他、いじめの問題や児童生徒の健全育成及び登下校時の見守り活動等において校区内の町会や関係団体との連携を引き続き継続し、児童生徒の安全・安心の確保に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 町会や各関係団体から、登下校時の見守り活動や、地域人材による学習支援等、学校への各種支援を頂いたことにより、児童生徒の学習効果の向上、不審者被害件数の減少等に大きな効果があらわれている。 ≪課題≫ 学校統合が進められており、それに伴い、校区が拡大していることから、統合校においては、新しい校区における地域関係団体との連携の再確認と強化を図る必要がある。また、保護者や地域の方々との連携を一層密にしていくための取組の強化が必要である。
今後の展開の考え方
本市においては学校統合、校区拡大等が続いているが、各学校においては、これまでに確立してきた地域との繋がりを引き続き継続し、学校と地域とが一体となった教育活動の充実や子ども達の安全・安心が確保できるよう、保護者・地域住民の参画型の学校づくりの推進や教職員の授業力の向上や服務規律の徹底など、保護者や地域住民から信頼される学校づくりの推進を一層努めていく必要がある。

●担当課　「指導班」

重点施策

第２　信頼される学校づくりの推進

点検・評価項目

９　教職員の資質・能力の向上について

平成２５年度の取組状況

１．初任者研修、５年経験者研、１０年経験者研、地域連携研修（指定校：桜蘭中学校、八丁平小学校。公開研究会、先進都市視察と報告会の実施等）等の胆振教育局と連携した取組を通じて教職員の資質・能力の向上に努めた。

２．室蘭市教育研究所公開授業（研究授業２回、公開授業２回）を実施するとともに、生徒指導及び教科指導、インターネットを介したいじめ問題等の情報モラル、校務支援のためにＩＣＴ活用等の研修講座を開催するなど、室蘭市内の教職員の資質・能力の向上に努めた。

３．市内全小中学校の校内研修に関わる授業研究に、胆振教育局及び本市指導主事が参加し、市内各学校の教育研究についての指導・助言を行った。

成果・課題等

≪成果≫

１．胆振教育局と連携した研修事業の実施を通じて、新学習指導要領の主旨の徹底及び学力向上の取組の充実を図るための教職員研修の充実を図るこができた。
　また、公開研究会や先進都市の視察報告会等を通じて、教員の指導力の向上に係る情報環流を図ることができた。

２．教育研究所の公開授業や研修事業には、市内の多くの教員が参加し、研究協議が実施された他、成果と課題を自校に持ち帰り、日々の授業実践に活かしている。
　各種研究奨励校事業及び教育研究所の公開授業については、公開授業や研究発表等を通じて、その成果を情報交流することで市内各校へ還元することができた。

３．市内全小中学校の校内研究に係る授業研究会に、胆振教育局及び本市指導主事が参加して、新学習指導要領の指導内容や指導方法の工夫改善に係わる指導助言が実施でき、確かな学力の向上に係わって、全国学力・学習状況調査の結果に向上が見られるなど、一定の成果がみられた。

≪課題≫

　今後も引き続き、胆振教育局との連携強化や教育研究所における先進的な研究実践を継続しながら、日頃の教育実践に結びつく取組が必要である。
　また、学校毎の教育研究に対し、胆振教育局及び本市指導主事による指導・助言等の継続に努めていくことが必要である。

今後の展開の考え方

　教育研究所の３カ年（平成２３～２５年度）の研究の成果と課題を明確にし、平成２６年度からの教育研究所研究計画の中に、本市の課題となっている言語活動の充実やＩＣＴ活用推進等の課題を取り入れた研究体制の構築を図っていく。また、研修講座については、教育の今日的な課題等を積極的に取り上げ、内容の充実を図っていきたい。この他、引き続き胆振教育局及び本市指導主事による指導・助言等を行う中で、教員一人一人の授業改善や授業力の向上に努めていきたい。

●担当課　「指導班」

重点施策
第２　信頼される学校づくりの推進
点検・評価項目
１０　教職員の服務規律について
平成２５年度の取組状況
教職員の服務規律については、体罰や交通違反等の不祥事の防止に向け、教職員の服務ハンドブック及び体罰防止研修資料等を活用した校内研修の実施や職員会議等において所属職員に対し指導を行うなど、各学校において不祥事防止に向けた取組を継続的に行うよう指導した。 校長会、教頭会等において、室蘭市内や胆振管内の交通事故・違反の発生状況を周知し、交通規律の遵守について指導した。 校内研修を集中的に実施する期間「コンプライアンス確立月間」を５、６月に設定し、期間中、市内の全小中学校において研修が実施された。
成果・課題等
≪成果≫ 平成２４年度にアンケート調査を行った児童生徒、保護者等に対する「体罰に関する実態調査」において、該当する事案が６件判明したが、平成２５年度の調査では該当する事案はなく、教職員の体罰に対する意識が向上するなど、校内研修等の成果が上がった。 ≪課題≫ 教職員の交通事故・違反が平成２４年度と比較し増加した。 （平成２４年度：２８件　→　平成２５年度：３４件）
今後の展開の考え方
教職員による交通事故・違反が増加傾向にあり、交通規律の遵守について重点的に研修を実施するよう指導していくとともに、体罰等の不祥事防止について教職員の意識向上を図る取組を引き続き行っていく。

●担当課　「学校教育課」

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１１　不審者対策について
平成２５年度の取組状況
不審者被害対策については、児童生徒の危機回避能力や緊急時の対応能力の育成に向け、関係機関の協力を得ながら、防犯教室や防犯訓練を実施するとともに、被害の抑止効果をねらいとして、学校や、町会、地域パトロール隊による、年３回、計６日間の市内一斉巡回活動を実施した。 また、市内小・中学生の不審者被害情報を本市不審者被害情報メールにより配信するとともに、北海道警察が行っている防犯メール（ほくとくん防犯メール）についても、学校便りやホームページを通じて市内小・中学校の保護者に紹介するなど、登録者の拡大に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 不審者情報をメールで知らせる本市不審者防犯システムの登録者は、平成２４年度の３，６７０名から平成２５年度は４，０８２名と４１２名増加した。また、学校と地域とで連携して行っている防犯パトロールについても継続的に実施しており、児童生徒の不審者被害件数は１０件と平成２４年度と比べ２件の減少となっている。 ≪課題≫ 不審者被害件数は引き続き減少傾向にあるが、悪質な被害が後を絶たず、また高校生の被害は増加傾向にあるため、今後も児童生徒の安全確保に万全を期す必要がある。
今後の展開の考え方
不審者対策については、引き続き、本市不審者情報メールによる周知、地域パトロール隊等と連携した一斉巡回活動、学校毎の不審者被害等注意喚起メールシステムの構築等による安全確保体制の構築とともに、防犯教室や防犯訓練による児童生徒の危機回避能力、危険予測能力の育成を図っていく必要がある。

●担当課　「指導班」

重点施策

第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備

点検・評価項目

１２　防災教育について

平成２５年度の取組状況

各学校における防災計画、防災教育については、「本市地域防災計画」及び「防災教育に係る暫定指針」に基づき、学校危機管理マニュアルの見直し・点検を行うとともに、地震、火災、津波等を想定した避難訓練を行うなどして、児童生徒が災害時に安全に避難できる態度や能力の育成を図った。

また、災害等の緊急時に保護者への情報伝達をスムーズに行うためのメールシステムについての拡充を図った。

この他、防災教育に加えて、学校内外における児童生徒の事故・被害の未然防止に向け、教職員の研修を実施するとともに、事故や被害等が発生した際の対応について、学校危機管理マニュアルの見直しや全教職員の周知徹底に努めた。

成果・課題等

≪成果≫

市内小・中学校においては、小学校５校、中学校３校において、室蘭気象台と連携した防災学習や津波避難訓練の講評等の取組を実施するとともに、室蘭西中学校と武揚小学校、翔陽中学校と海陽小学校については、市の防災対策課や町内会との連携を図り、地域住民とともに津波避難訓練を実施し、災害発生時の対応についての理解を深めるとともに、児童生徒の自助の意識の向上を図ることができた。

また、保護者への緊急情報メールシステムについては大規模小学校を中心に利用拡充を図ることができ、防災以外にも、運動会の開催情報やインフルエンザ等の臨休情報等を保護者に伝えるなど、保護者との情報連携に役立てることができた。

≪課題≫

市内全小・中学校において、災害時の対応を含めた学校危機管理マニュアルの見直しを行ったが、実際に緊急事態が発生した場合を想定し、定期的な諸訓練の継続実施や全職員に対する危機管理マニュアルの徹底を図っていくことが重要である。

緊急情報メールシステムについては、メールシステムの維持管理に専門的な知識が必要なことや、学校規模や児童生徒の発達段階等によって活用方法の検討が必要であり、各学校と連携を図りながら一層効果的な活用方法を検討していきたい。

今後の展開の考え方

地震や津波、風水害等の自然災害については、日頃からの継続的な訓練の実施と防災教育の充実が重要であり、校長のリーダーシップの下、教職員の危機管理意識を一層高めるとともに、校内組織体制の確立を含めて、学校の立地条件とを踏まえた実践的な防災計画、防災教育計画の確立を図っていくことが必要である。緊急災害発生時への対応として、児童生徒の引き渡し等のルール等についても各校の対応を確立していく必要があるものと考えている。

●担当課　「指導班」

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１３　放課後児童対策について
平成２５年度の取組状況
子どもの放課後の居場所作りに向けては、児童クラブ５箇所、スクール児童館１０箇所、児童センター３箇所において放課後児童対策を実施した。 平成２５年１２月には、八丁平小学校敷地内に建設した多目的ホール棟内にスクール児童館を開設し、登録児童と自由来館児童が利用している。
成果・課題等
≪成果≫ これまで八丁平小学校区では、登録児童のみを対象とした児童クラブのみ開設していたが、八丁平スクール児童館の開設により、自由来館児童も利用が可能となった。 ≪課題≫ 学校統合等により、スクール児童館では規模が大きくなる傾向にあること、また、特別支援学級の障害児の登録希望が増えていることから、指導員の適正配置のため、配置基準の見直しが必要と考える。 今後、学校統合により校区が広範囲となり、自宅が学校から遠距離となる自由来館児童については、放課後の直接来館、スクールバスが運行しない土曜・長期休業時の来館や帰宅時の足の確保など、その方策について検討する必要がある。
今後の展開の考え方
今後の学校の統合に向けて、安全・安心で利用しやすい放課後児童対策の見直しや検討を進めていく。

●担当課　「青少年課」

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１４　青少年問題について
平成２５年度の取組状況
本市では ひきこもり、ニート、不登校など子ども・若者の抱える問題の深刻化に対応するために、平成２３年度に「室蘭市青少年問題協議会」を改編し、福祉分野に知見を有する委員を新たに委嘱するなど、ひきこもり対策についても協議できるように体制を変更したところであり、委員から、ひきこもりへの対応は早期の支援が必要、相談窓口の周知などについて意見をいただいた。 これを受け、平成２５年度に広報むろらん及び市のホームページで室蘭保健所や障がい者総合相談支援室「げんせん」、相談支援センター「らん」など、ひきこもりの相談窓口についての周知を行った。
成果・課題等
≪成果≫ 相談窓口である「保健所・げんせん・らん」の三者で共通することは、「まずは相談してほしい」、「相談窓口があるということを知ってほしい」ということであり、「ひきこもり」に関しての相談窓口を身近な地域のサービスとして、広報むろらんと市のホームページで周知した。 **≪課題≫** ひきこもり等の子ども・若者の抱える問題は複雑・多様化しているため、現状の把握が困難であること、また、解決には長期の期間が必要である。
今後の展開の考え方
広報むろらん等を活用し、ひきこもりの相談窓口の市民への周知を継続的に行うとともに、室蘭保健所等の関係機関との一層の連携を図っていきたい。

●担当課　「青少年課」

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１５　学校給食について
平成２５年度の取組状況
１．安全・安心な学校給食の提供 （１）栄養教諭の献立に沿って、衛生管理責任者である栄養教諭の指導のもと、調理委託業者と連携し、安全・安心な給食の提供に努めた。 （２）耐震改修及び衛生管理に関する改修工事が終了し、より一層安全・安心な給食の提供ができるようになった。 （３）「ＨＡＣＣＰに基づく衛生管理導入の評価」の申請を行い、審査結果は６段階中、評価段階６の評価を受けた。 （４）学校給食で使用する生鮮食品については、市内に流通している食品と同じ物を購入し、旬の野菜など道内産及び国内産を中心に使用するように努めた。また、加工品についても、産地等の確認により食材の安全・安心に努めた。 ２．給食費及び給食回数の増について 室蘭市学校給食運営協議会から答申を受けて、決定した。 （１）賄材料の価格上昇及び消費税の増税により、給食費の小学校の 1 食単価を 219 円から 235 円、中学校の１食単価を 264 円から 281 円に改定した。 （２）室蘭市立小学校特別支援学級の給食回数を３回増加した。 ３．学校給食費の滞納対策等 （１）滞納者に対し、①電話督励　②督促状送付　③催告書送付を段階的に行い、更には裁判所の力を借りて行う強制執行手続き等の「法的対応」の強化に努めた。 （２）保護者への納付啓発を図るため、「学校給食センターだより」への掲載等を行った。 （３）保護者との接触等を試み、保護者からの申請により児童手当から学校給食費への充当を行った。
成果・課題等
≪成果≫ １．衛生管理に関する改修工事により、「ＨＡＣＣＰ」の評価も頂き、より一層、児童生徒に安全・安心な給食を提供する事ができた。 ２．滞納繰越分の収納率は若干下がったが、現年度（平成２５年度）分及び現滞合計の収納率の向上が計られた。 **≪課題≫** １．施設内の設備及び調理用具について計画的に修繕及び更新を行う必要がある。
今後の展開の考え方
引き続き、児童生徒へ安全・安心な給食を提供する。

●担当課　「学校給食センター」

※「HACCP」

食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード；Hazard）を分析しそれを最も効率よく管理できる部分（CCP；必須管理点）を連続的に管理して安全を確保する管理手法のこと。

重点施策
第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備
点検・評価項目
１６　学習環境の整備について
平成２５年度の取組状況
第２期学校適正配置計画に基づき、平成２５年４月に「室蘭西中」（港南中と北辰中）が開校し、グラウンド整備が平成２６年３月完了した。 また、平成２７年４月開校予定の「みなと小」（絵鞆小と桜が丘小と武揚小と旧常盤小）は、平成２５年７月に校舎棟と体育館棟の建設工事に着手した。 第３期学校適正配置計画に基づき、平成２８年４月開校予定の「蘭北小」（高平小と本輪西小）は、平成２６年３月に実施設計を完了した。 また、「蘭北地区統合小」（陣屋小と本室蘭小と白鳥台小）は、統合校の建設方式を決定するため、白鳥台小学校の耐力度調査を完了した。 当面統合を予定していない東明・港北・本室蘭中学校は、体育館暗幕、校舎棟カーテン等老朽化した備品の整備を行った。
成果・課題等
≪成果≫ 室蘭西中の開校で中学校の適正配置計画が終了し、みなと小、蘭北小も着実に統合準備が進んでおり、計画に基づく児童生徒の教育環境の整備・充実が図られてきている。 **≪課題≫** 平成２８年度までの統合が決まっている地区については、開校に向けたスケジュールに基づき所要の準備を確実に行っていく。 「第３期学校適正配置計画」（※注１）の残りの対象地区について、順次、統合推進協議会の設置に向け、地区の学校・保護者・地域と協議を進めていく。
今後の展開の考え方
「第２期（～平成２７年度）」及び「第３期（平成２８～３２年度）」の学校適正配置計画に基づき、保護者・地域の理解を得ながら、子ども達の教育環境の向上を図っていく。

●**担当課**「総務課〔施設適正配置〕」

※注１　第３期学校適正配置計画とは、平成８年に策定した「第１期適正配置計画」、平成１７年に策定した「第２期適正配置計画」に引続き、「港北・本輪西地区（高平小、本輪西小）」、「蘭北地区（陣屋小、本室蘭小、白鳥台小）」、「東明地区（高砂小、水元小、知利別小）」の３地区の方向性と天沢小と大沢小の編入統合の考え方をまとめた「第３期学校適正配置計画」を平成２３年３月に策定。

重点施策

第４　人とまちが生きる生涯学習の推進

点検・評価項目

１７　文化振興及び文化財の保護・活用について

平成２５年度の取組状況

文化振興においては、市民文化祭、市民音楽祭などを共催し、市民の文化芸術活動の発表の支援をするとともに、西いぶり定住自立圏文化事業に取り組み、すぐれた舞台芸術を鑑賞する機会を提供した。

また市民美術館において、特別展「小島和夫日本画展」をはじめ「掛川源一郎作品展」・「西村貴久子作品展」、「女性作家展」など地元作家にテーマとする作品展のほか、北海道教育大学岩見沢校・室蘭工業大学の学生による共同企画展を実施し、恒常的に優れた美術作品の鑑賞機会を提供した。また関係団体の協力により陶芸体験教室を実施した。

文化財においては、国指定文化財を対象として２件の国庫補助事業を実施した。

１件目は、史跡東蝦夷地南部藩陣屋跡モロラン陣屋跡を対象としたもので、平成２４年度の暴風雪被害による災害復旧事業として、倒木等災害被害木の伐採除去、き損した史跡境界標１基の復旧、遺構被害確認のための発掘調査を行った。

２件目は、名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸を対象とし、名勝管理に必要な施設整備と共に普及活用事業に取り組み、指定箇所４か所における標識及び説明板の整備、専門家による講演会の開催、見学会の開催、パネル展示会の開催、一般向けパンフレットの作成（日本語・英語・韓国語・中国語）を行った。

また、市内小学生を対象とした縄文出前講座を継続して開催するとともに、市内において北海道により実施された世界遺産推進フォーラムの開催にも協力して室蘭における縄文遺跡の周知活用に取り組んだ。

成果・課題等

≪成果≫

文化振興においては、継続的に本市の文化芸術の発表活動の支援、鑑賞機会の充実に務めた。また市民美術館における企画を通し本市美術活動の振興を図った。

文化財においては、国指定文化財である史跡・名勝の公開活用のための環境を整備した。

特に史跡においては調査報告書を発行し後世への適正な記録を作成するとともに、名勝では多様なソフト事業を展開し周知活用を進めた。

≪課題≫

国民共有の財産である文化財については、適正な保護とともに活用について今後も継続的な取組を要する。

今後の展開の考え方

平成２６年度においては、文化振興及び文化財の保護・活用の取組を継続し、特に文化財においては、史跡を対象に整備活用事業を実施するとともに、市指定文化財南部藩陣屋跡出土砲弾の保存のための措置を行うなど、文化財指定・登録物件の適正な管理に務める。

●担当課　　「生涯学習課〔文化振興〕」

重点施策

第４　人とまちが生きる生涯学習の推進

点検・評価項目

１８　読書活動推進について

平成２５年度の取組状況

１．読書活動推進

（１）親子読書ふれあい事業「ブックスタート」やおはなし会を本館、分室において実施するなど、引き続き、子どもが本に親しむことができる機会を提供した。

（２）子どもの成長期に合わせた読書環境を整備するため、読み聞かせボランティアなどの育成、人材確保を目的とした「小学生のための読み聞かせ講座」を開催した。

（３）ふくろう文庫等（※１）の寄贈文庫については、寄附者の意向に沿って市民の読書普及を図っているほか、ふくろう文庫の蔵書公開では、ふくろう文庫の会員ボランティアの支援も得て市民の利用促進を図っている。

（４）複合公共施設については、まちづくり協議会等による意見集約を経て、図書機能を設けることが「室蘭市複合公共施設基本計画」に反映された。

２．港の文学館

旧プロヴィデンスに施設を移転し、展示内容の充実を図るとともに、特別展の開催などにより集客性の向上を図った。

成果・課題等

≪成果≫

１．読書活動推進

（１）「小学生のための読み聞かせ講座」には、７８人の参加があり、おはなし会などにおけるボランティア等の読み聞かせのスキルアップを図ることができた。

（２）ブックスタートやおはなし会は、本に親しむきっかけとなり、改めて親子が読書に関心を寄せる機会となった。

２．港の文学館

特別展（三浦清宏氏）の実施により、地元文学への周知と理解を深めることができた。

また、平成２５年１１月の施設移転に伴い展示内容を充実し、室蘭駅に近くなったことも伴い、平成２５年度の入館者は５，１１１人と大幅に増加した。

≪課題≫

１．読書活動推進

第２次子どもの読書活動推進計画の推進に向けて、魅力ある図書の充実と、情報化時代に対応した図書館サービスの更なる充実を図るとともに、早い時期から本に興味を持ってもらうための読み聞かせなどに取り組み、読書活動の推進を図る必要がある。

また、複合公共施設への図書機能の設置も含め、今後の図書館のあり方も検討を進める必要がある。

２．港の文学館

室蘭市は３人の芥川賞作家を輩出している文化の薫り高い地域であり、港の文学館には貴重な文学資料が保存・展示されていることから、更なる発信に努める必要がある。

また、移転記念特別展（長嶋有氏）の実施により、更なる集客性を図る必要がある。

今後の展開の考え方
１．読書活動推進 　市民ニーズに対応した魅力ある図書の購入と併せて、特に、乳児への読書推進として、４ヵ月健診の会場で、お母さんに赤ちゃんと一緒に絵本の楽しみ方を知ってもらうためのブックスタートや本館・分室におけるおはなし会を継続して実施するとともに、室蘭市のすべての子どもがあらゆる機会と場所で自主的に読書活動ができる環境整備を図ることを基本理念とした、第２次子どもの読書活動推進計画を推進する。 ２．港の文学館 　移転記念特別展をはじめ企画展などのイベントを開催し、今後も地域・学校等への一層の地元文学への周知と理解を図り、施設の利用促進を図る。

●担当課　「図書館」

※注１　「ふくろう文庫」とは、平成１１年１２月、現在の「ふくろうの会」が、市民から人生の節目や出来事の記念に寄附を受け、山下ふくろうの会顧問が、美術書や画集、写真集など、貴重で高価な手に入りにくい図書を中心に選書し、図書館に寄贈され現在に至っている。
　また、現在、図書館では市民の皆様からのご寄附等により、ロータリー文庫や加藤文庫など、１６種類の文庫を管理し、読書普及を図っている。

重点施策

第４　人とまちが生きる生涯学習の推進

点検・評価項目

１９　男女平等参画社会に向けた取組について

平成２５年度の取組状況

１．男女平等参画社会の実現に向けた情報提供

情報誌「アバンセ」を市民公募した編集委員と年２回合計１万３千部を作成し、町会・自治会、事業所、関係機関・団体等へ配布、市内公共施設に配置した。

２．男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取組

「室蘭市男女共生セミナー」を市民公募した運営委員と協働で年６回開催し、延参加者２８２人となった。また、プラザ利用 7 団体との共催により、国の男女共同参画週間に、男女平等参画プラザ祭を開催したほか、札幌で開催された女性プラザ祭に希望者を募り参加した。

３．女性リーダーの育成

室蘭・登別・伊達の３市が市民公募により９人（１市３人）の参加者を選考し、埼玉県（嵐山町）の国立女性教育会館等において全国各地における女性の社会参加の取組等について研修を受け、男女共生セミナーの中で研修成果を発表する報告会を開いた。

４．男女平等参画に関する調査・研究

「室蘭市男女平等参画基本計画」が平成２５年度で計画期間が終了することから、第２次計画策定のため、基礎資料とするための市民アンケートを実施後、附属団体の「社会教育委員の会」や市民団体の「室蘭市男女平等参画推進市民会議」とアンケート結果を基に意見交換を行い、「第２次室蘭市男女平等参画基本計画」（２０１４～２０２３年度）を策定した。

成果・課題等

≪成果≫

１．男女平等参画社会の実現に向けた情報提供

男女平等参画情報誌「アバンセ」を町会・自治会や事業所、関係団体に広く配布することにより、男女平等参画社会への理解と関心を高めることができた。

２．男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取組

講演会等の終了後に実施したアンケート調査の結果から、社会の慣習・慣行にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しつつ個性と能力を発揮して自分らしく生きやすい社会を目指すため、男女平等参画社会への理解が深まったとの高い評価が得られた。

３．女性リーダーの育成

女性リーダーの育成では、三市合同女性国内派遣研修報告会において、研修参加者から男女平等参画社会を視野に入れた女性リーダーとしての研修成果を今後の地域活動や団体活動等に活かしていきたいとの報告がなされた。

４．男女平等参画に関する調査・研究

パブリック・コメントの募集や関係団体との意見交換によって、より市民の意見を反映した計画を策定することができた。

≪課題≫

１．男女平等参画社会の実現に向けた情報提供

情報誌「アバンセ」について、より多くの人へと情報発信するために、目を引くレイアウ

トや内容等、紙面の充実を図る必要がある。

２．男女平等参画の実現に向けた講演会等の取組
　各種講演会等への参加者の固定化が見られ、年齢層の拡大を図ることが課題である。また、男女平等参画社会の実現には、育児や介護などの福祉部門等との連携を強化する必要がある。

３．女性リーダーの育成
　審議会･委員会等における女性登用率が２１．６％と微増しているが、目標値である３０％に達していない他、町会･自治会長、PTA 役員における女性の割合が町会･自治会長７．９％、PTA 役員７．７％とまだ低い割合になっている。

４．男女平等参画に関する調査・研究
　第２次計画では男女平等参画社会の形成状況を把握するための成果指標を設定したため、継続的に意識調査を行う必要がある。

今後の展開の考え方

１．男女平等参画の実現に向けた情報提供
　今後とも、市民公募による編集委員とともに、市民に親しまれ、読みやすく、興味を持たれる紙面内容となるよう創意工夫を行い、男女平等参画社会に向けて継続して情報発信をしていく。

２．男女平等参画の実現に向けた講演会等の取組
　市民公募による運営委員とともに、アンケート結果等に基づき、市民の関心が高く話題性のある男女平等参画について啓発できる講演会等を開催していく。また、講演会の開催日は男性も参加しやすい休日開催を継続する。

３．女性リーダーの育成
　各種施策の政策・方針を決定する各種審議会と委員会及びまちづくりに係る町会・自治会長や PTA 役員における女性登用率の増加に向け各関係団体に協力を要請していく。

４．男女平等参画に関する調査・研究
　市民からの意見を反映させ策定した第２次計画の実現に向けて取組を進める。

●担当課「生涯学習課〔男女平等参画推進〕」

重点施策

第４　人とまちが生きる生涯学習の推進

点検・評価項目

２０　スポーツ振興について

平成２５年度の取組状況

１．スポーツに親しむ機会の拡大

（１）市民大運動会（むろらんピック）に７５０人が参加したほか、市内競技団体が開催する各種スポーツ大会へ２９件助成した。また、市民のスポーツに対する意識の高揚を図るため女性スポーツサークルには１，３１３人が参加し、ジュニアスポーツ教室には２５０人が参加した。さらに、夏休み期間に１６日間開設した電信浜児童遊泳場には延べ１，７６２人が来場した。

（２）障がい者スポーツ振興では、障がい者ニュースポーツ交流会やスポーツを楽しむ会に多くの障がい者が参加した。

（３）西胆振６市町小学生スポーツ交流会では、６市町から４９６人が参加し、陸上競技大会を通して交流を深めた。

（４）市立小中学校体育施設開放では、小学校１７校、中学校３校の体育館を開放し、５，１４５件の利用があった。

（５）スポーツ大会参加奨励では、全国大会等へ出場した８団体、個人３１人に対し旅費を助成した。

（６）地区住民のスポーツ振興を図るため市内１７地区の地区スポーツ振興会へ助成した。

２．大会や合宿の誘致

全道・全国大会規模の競技会開催に２４件助成したほか、合宿等３５団体を誘致し延べ１，８８３人が参加した。

３．施設整備

白鳥大橋パークゴルフ場拡張工事及び駐車場整備工事、中島公園野球場管理棟耐震改修工事などを実施した。

成果・課題等

≪成果≫

１．スポーツに親しむ機会の拡大

市民の体力づくりや健康増進に向け、スポーツに親しむための各種スポーツ教室・サークルなど、市民ニーズに沿った事業展開ができた。

また、学校統廃合に伴うスポーツ施設の減少に対応し、中学校開放や看護専門学院体育館、保健センター体育館をスポーツ施設として一般に開放している。

２．大会や合宿の誘致

入江陸上競技場を利用した全道規模の大会及び合宿が誘致され、入江多目的グラウンドを利用したプロサッカーチームの合宿が開催された。

３．施設整備

指定管理者による修繕対応により、市民が安全にスポーツを親しむ場を提供することができた。また、耐震診断に基づく耐震改修の実施又は方向性を示すなど、安全・安心の体育施設整備を進めている。

≪課題≫

１．スポーツに親しむ機会の拡大

小学校の統合により学校体育施設の開放校が減少するためスポーツ利用施設の確保が必要である。

また、地域の生涯スポーツ活動を促進するため、地区スポーツ振興会とスポーツ推進委員の連携強化が必要である。

２．大会や合宿の誘致

雪解けが早く春先から多くの学生が合宿に訪れている入江運動公園陸上競技場だが、経済効果の高い全道規模の大会を誘致できる施設整備が必要である。

プロスポーツ合宿の場合、合宿期間中のほか前後の芝生養生期間も必要となるため、地域大会等との調整が課題である。

３．施設整備

体育館などの利用者が多く老朽化が進行している体育施設の再整備が課題である。

今後の展開の考え方

１．スポーツに親しむ機会の拡大

小学校統合による学校体育施設の開放校の減少に対応するため、今後も、学校統合に併せて、中学校の計画的な開放や閉校体育館を活用し、市民がスポーツに親しむ場の提供を図る。

２．大会や合宿の誘致

３６ホールに拡張した白鳥大橋パークゴルフ場と市内の同規模のパークゴルフ場との連携や道の駅「みたら」、水族館、温泉ゆららなどとも協力し、全道規模の大会誘致や合宿の誘致に努める。

３．施設整備

市立体育館改築のほか、安全対策を最優先としながら既存体育施設の整備を図る。

●担当課　「生涯学習課〔スポーツ振興〕」

重点施策

第４　人とまちが生きる生涯学習の推進

点検・評価項目

２１　各施設の耐震化・省エネの取組について

平成２５年度の取組状況

１．各施設の耐震化

中島公園野球場管理棟及び胆振地方男女平等参画センターについて耐震改修工事を行い、施設の耐震化を図った。また、文化センター管理棟及び青少年科学館については耐震改修実施設計を行った。

２．省エネについての取組

民俗資料館について展示用照明のＬＥＤ化を行った。

成果・課題等

≪成果≫

１．各施設の耐震化

耐震改修工事の実施により、市民が安全・安心に生涯学習活動を行える環境の整備を進めることができた。

２．省エネについての取組

民俗資料館における省エネの取組により、電気使用量は平成２４年度に比べ約２割の減少となった。

≪課題≫

１．各施設の耐震化

今後も耐震診断結果に基づき、教育施設の再整備を進めていく必要がある。

また、実施設計を行った両施設について、文化センターについてはリハーサル室の管理棟への移転について、関係団体から現在地での改築の要望書が提出され、これを踏まえた中で耐震化の方向性を検討する必要があり、青少年科学館については、ＰＣＢ廃棄物処理事業の変更要請に伴い、仮称環境科学館への整備について検討を行うこととなった。

２．省エネについての取組

各施設において、省エネ化が可能な取組について検討を進める必要がある。

今後の展開の考え方

１．各施設の耐震化

引き続き、耐震診断結果に基づいた施設整備を進めていく。また、文化センター管理棟については、リハーサル室基本調査を実施し、平成２６年度内に改築又は改修の判断を行い、耐震化への取組を進めるほか、仮称環境科学館の整備については、平成２６年度内に基本調査を実施し、基本的なテーマ、施設計画、事業工程等の整理や課題を抽出する等具体的な検討を行っていく。

２．省エネについての取組

施設の省エネの取組について、平成２６年度は、文化センター、市民美術館の展示用照明のＬＥＤ化を行い、省エネに向けての取組を継続して推進していく。

●担当課　　「生涯学習課」

Ⅲ　学識経験者の意見

１　意見提出者

地教行法第２７条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検及び評価の結果に関し意見や助言をいただくこととしました。

このことにより、点検及び評価の客観性を確保するとともにいただいた意見等については、今後の施策、事業等の展開に活用していきます。

次の５人の方から意見等をいただきました。

木　山　春　生　　氏（室蘭市退職校長会会長）
井　形　眞　一　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
今　泉　勁　介　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
松　岡　健　一　　氏（室蘭市社会教育委員の会委員長）
亀　田　正　人　　氏（室蘭市社会教育委員の会副委員長）

２　点検及び評価に関する意見

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

１　「確かな学力」の向上について（指導班）

「確かな学力」の向上については、「学力向上基本計画」に基づいた授業改善や学習・生活習慣の醸成などの取組を進めていただくとともに、全国学力・学習状況調査や本市独自の学力調査の結果分析に基づき、子どもたちの実態に基づいた改善の取組を進めていただきたい。また、平成２３年度より３カ年計画で取り組んできた「学力向上基本計画」については、その成果と課題をしっかりと検証し、小・中学校の連携強化、授業改善等の一層効果的な次期計画を立案していただきたい。

家庭における生活・学習習慣の改善を図るために、引き続き学校と家庭との連携を深めた取組を推進していただきたい。

２　「豊かな心」を育む教育について（指導班）

学校全体で進める道徳教育については、学校、家庭、地域の連携を一層深めながら取組の充実に努めていただきたい。また、道徳の時間の指導については、道徳教育推進教師を中心に指導の工夫・改善を図るとともに、自然体験や社会体験等の豊かな体験活動の一層の充実を図りながら、内面に根ざした道徳性の育成が重要と考える。

いじめや非行問題の未然防止を図るためには、「思いやりの心」や「生命尊重の精神」、「規範意識」を育むといった心の教育の充実はもとより、子どもたちへの理解を深め、子どもたちの心に寄りそった愛情あふれる指導が重要と考える。単なる問題行動への対応にとどまることなく、全ての児童生徒の健全育成を目指す積極的な生徒指導をお願いしたい。

また、児童生徒の健全な成長には、教職員や保護者、地域の方々らによる適切な指導や支援（見守り、助言、励まし等）が不可欠であると考える。今後一層、学校、家庭、地域の連携を深めた教育活動の充実を図るとともに、いじめ問題や問題行動等発生時においては、必要に応じて関係機関の協力を得ながら、毅然とした対応を行っていくことも重要と考える。この他、インターネットの普及に伴い、ネットを介した非行やいじめ問題も心配される。インターネットの利用に関する指導についても十分に留意していくことが重要と考える。

いじめ・不登校問題については、子どもが発するサインを見逃さないよう各学校と訪問アドバイザー、家庭が連携し、未然防止、早期発見、早期支援をお願いしたい。また、各学校においては、明るい学級を目指し、各種活動において望ましい人間関係づくりを推進することで、誰にでも居場所のある学校づくりを進めていただきたい。

３　「健やかな体」を育成する教育について（指導班）

「健やかな体」の育成については、各学校における体育授業の充実や「１校１実践」などの体力向上に向けた活動の充実が重要と考える。また、新体力テストの実施拡充を図り、児童生徒の体力等の状況を経年的に把握し、家庭との情報共有を図りながら体力向上の取組の充実に努めていただきたい。

児童生徒に望ましい運動習慣や生活習慣を身につけさせるためには、保護者の理解と協力が必要であると考える。今後一層保護者との連携を深め、親子スポーツの奨励や体力の向上を図るための運動習慣の定着、「早寝・早起き・朝ご飯」運動等の規則正しい生活リズムの定着など、児童生徒の心と体の成長をサポートしていただきたい。

４　特別支援教育の充実について　（指導班　学校教育課）

特別支援教育については、これまでも特別支援教育支援員の配置や特別支援教育コーディネーターの派遣等によるきめ細やかな対応がなされているが、対象となる児童生徒の増加傾向は続いていることから、引き続き、個々の児童生徒の状況に応じた丁寧な対応ができるよう、支援体制の充実をお願いしたい。

５　特色ある教育活動について　（指導班）

世界に通じる子どもたちの育成事業については、自国の文化や室蘭の良さ等にも目を向けることができるような活動を取り入れながら、異文化理解を深めていただきたい。

ものづくり体験学習や港ふるさと体験学習等については、関係団体等と連携を密にして、今後も児童生徒が本市の産業や自然について関心を持ち、ふるさとを慈しむ態度を培い、地域社会の一員として誇りと自覚を育んでいただくようお願いしたい。

６　幼児教育の充実について　（学校教育課　生涯学習課）

平成２７年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、幼保一体化の認定こども園へ移行することも想定されるが、今後も、所管部署と連携を図りながら、幼保小の交流や情報交換の場の設定等、幼児教育に対する支援を継続していただきたい。

また、家庭教育セミナーでは、子育てにおける悩みやストレスを抱えた親への適切な情報や学習機会の提供などを通して、子どもの基本的な生活習慣の形成をはじめ、知徳体のバランスの取れた成長を促すため、家庭の教育力向上の支援に努めていただきたい。

７　私学に対する支援について　（学校教育課）

平成２５年度から私学教育振興事業補助に校舎建替えに対する補助を加えたことは、私立学校における教育環境の一層の充実が図られるものであり高く評価する。

今後も、私学がそれぞれ特色のある教育活動を行い、本市の子どもたちの将来における選択の幅が広がるよう、継続的な財政支援を続けていただきたい。

第２　信頼される学校づくりの推進

８　開かれた学校づくりの推進について（指導班）

学校教育については、学力や体力の向上、不審者被害やいじめ問題、心の教育など、さまざまな課題が山積している。これらの課題は学校だけでは解決できない課題も多く含まれている。各学校においては、「開かれた学校づくり」を一層推進していただき、学校、家庭、地域、教育行政が一体となってこれらの課題の解決に向けての取組を推進していただきたい。

また、本市では小・中学校の統廃合が急激に進み、学校と地域との関係の希薄化も心配される。地域人材の新たな掘り起こし等と同時に、統合前の学校がそれまで築き上げてきた地域との繋がりも大切にしていただきたい。

９　教職員の資質・能力の向上について（指導班）

学校教育の成否は、教職員の力量によるところが大きく、子どもの心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼすことから、今後も教職員の資質・能力の向上を図るための研修体制の充実に努めていただきたい。また、各学校の研修体制や学力向上の取組の状況に差が生じないよう、引き続き指導主事による指導助言の実施をお願いしたい。

１０　教職員の服務規律について（学校教育課）

服務規律の保持については、日頃から校内研修等を通じ、体罰等の不祥事防止に向けた取組を継続的に行っていただきたい。

また、教職員の交通事故・違反が増加傾向であるため、交通事故・違反の減少に向け、校内研修等を重点的に実施していただきたい。

第３　子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備

１１　不審者対策について　（指導班）

　児童生徒の不審者被害件数は若干減少しているが、実害を伴った悪質な被害も発生していると聞いている。
　今後も、地域安全パトロール隊等と連携した不審者被害抑止のための啓発活動や不審者被害情報メールの周知に努めていただくとともに、児童生徒に対しては、不審者対策の訓練や危機回避能力等の向上を図るようお願いしたい。

１２　防災教育について　（指導班）

　災害等発生時の対応については、地震、火災、津波に加え、一昨年１１月には暴風雪による大停電等の予期せぬ災害も発生していることから、各校の実態にあわせた防災計画の充実を図り、教職員の組織体制の確立、関係機関との連絡体制の構築、緊急災害発生時の保護者への連絡体制等の整備に努めていただきたい。また、防災教育については、避難訓練に加え、子どもたちの災害に対する知識や理解を深めるとともに、児童生徒の自助・共助の態度や能力についても育成していただきたい。
　その他、学校における危機管理については、登下校時や体育の授業、部活動、各種行事等、様々な場所・場面における事故の未然防止と事故発生時の迅速且つ適切な対応が必要である。特に校長は、強いリーダーシップを発揮し、校内の危機管理体制の充実を図るとともに、実効性のある危機管理マニュアルの作成とその徹底を図り、子どもたちの安全・安心を確実に確保していただきたい。

１３　放課後児童対策について　（青少年課）

　放課後児童対策については、今後とも引き続き、児童が安全で安心して過ごすことができるように施設整備や、指導の充実を図るとともに、実態に即した指導員の配置に努めていただきたい。
　また、学校統合後の放課後児童対策施設については、地域性も勘案しながら総合的に検討をし、対応していただきたい。

１４　青少年問題について　（青少年課）

　ひきこもり、ニート、不登校など、若者の抱える問題については、早期の支援が必要であることから、広報誌や市のホームページなどを活用して相談窓口を継続的に周知するなど、問題の解決に向けて対応していただきたい。

１５　学校給食について　（学校給食センター）

　給食物資の価格上昇により給食費が値上がりしたが、栄養価等を考えた献立作成に努めていただきたい。
　また、地産地消の観点からも、地場産物の活用など今後とも、安全で安心な給食の提供に努めていただきたい。
　学校給食費の未納者に対する対応には苦労されていると思うが、負担の公平性の面からも滞納解消に更なる努力をしていただきたい。

１６　学習環境の整備について　（総務課施設適正配置）

第２期学校適正配置計画に基づき、中学校の統合校が全て開校し、小学校の整備も予定通りに進んでいるのと併せ、第３期適正配置計画の統合校においても、蘭北小の実施設計が進められており、引き続き、着実に子どもたちの安全と学習環境の整備を図っていくことを希望する。

また、第３期学校適正配置計画の残りの地区においても、今後統合スケジュールに合わせ、順次統合推進協議会の設置を行っていくことになると思うが、引き続き、きめの細かい説明・対応を行って、学校・保護者・地域関係者の理解を得ながら、教育環境の整備の推進に向け努力をお願いする。

第４　人とまちが生きる生涯学習の推進

１７　文化振興及び文化財の保護・活用について　（生涯学習課文化振興）

引き続き市民の文化芸術活動の発表への支援を図るとともに、西いぶり定住自立圏文化事業による優れた舞台芸術を鑑賞する機会の提供に努めていただきたい。

市民美術館では、市民へ多様な作品鑑賞の機会を提供することにより、平成２０年１０月オープンからの入館者が１０万人に達したことは評価いたします。

国指定文化財である史跡・名勝については、適正な管理に努めるとともに、様々な機会を通じて市民への周知活用に取り組んでいただきたい。

１８　読書活動推進について　（図書館）

第２次子どもの読書活動推進計画に基づき実施しているブックスタート等については、読み聞かせ講座の開催により、子どもの読書環境の充実が図られたものと評価する。多くの市民からの寄附により５千冊を超える蔵書数に達したふくろう文庫については、いただいた貴重な図書等の活用を図るため、市民の利用促進に努めていただきたい。複合公共施設への図書機能の設置については、図書館の将来のあり方も含め、これまでの市民の声、関係団体やまちづくり協議会における意見を参酌し、基本計画に反映されたが、今後、具体的な内容を示していただきたい。

港の文学館については、移転後も展示内容の充実とともに、特別展やイベントなどを通じ、芥川賞作家３名を輩出した室蘭の文化発信の拠点施設として、市民が憩える施設として取り組んでいただきたい。

１９　男女平等参画社会に向けた取組について　（生涯学習課男女平等参画推進）

今後も男女平等参画推進団体と協働した啓発活動や、男女共生セミナーの開催、情報誌アバンセの発行を行い、市民の男女平等意識向上に努めていただきたい。

また、平成２６年度からの第２次室蘭市男女平等参画基本計画についても、成果指標の達成に向けて取り組んでいただきたい。

２０　スポーツ振興について　（生涯学習課スポーツ振興）

市民の健康増進や体力づくりに向けた各種スポーツ教室などが行われているが、今後も利用者ニーズを把握しながら魅力ある事業を実施し、各種大会などの誘致にも取り組んでいただきたい。

また、拡張整備した白鳥大橋パークゴルフ場や２種公認を継続した入江運動公園陸上競技場のような施設の充実のほか、各施設の老朽化への対応についても、今後とも市民が安全で安心して利用できる施設となるように取組を進めていただきたい。

２１　各施設の耐震化・省エネの取組について　（生涯学習課）

　各施設の耐震化については、市民に対して安全で安心して生涯学習活動を行える環境の整備を進めていただきたい。

　省エネに対する取組については、ＬＥＤ照明などの省エネルギー型設備の導入を推進するとともに、電気、水、紙、重油等使用量削減など日常的な取組に努めていただきたい。

＜参考資料＞

平成２５年度　室蘭市教育行政方針

平成２５年度・教育行政推進の基本方針と重点施策について申し上げます。

本市教育推進の目標である「２１世紀を切り拓く心豊かで主体的に学びつづける人づくり」の具現化を一層推進するためには、学びの中核である学校、その基盤を支える家庭、豊かな人間性や社会性を涵養する地域社会が、それぞれの役割を果たし、連携を深めながら、室蘭の活力や発展の基盤となる人づくりと安全・安心で魅力ある教育環境づくりを着実に推進していくことが重要となります。

そのため、学校教育においては、子どもたちの「生きる力」をより一層育むために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた教育活動を推進するとともに、教育の質的向上に鋭意取り組みます。

また、社会教育においては、心のふれあう地域社会や安全で安心して暮らせるまちづくりを基盤に据えた人づくりと地域づくりを推進し、活力あるまちづくりにつながる社会教育行政を進めます。

今後も学校教育と社会教育が一層の連携協力を図りながら、様々な教育施策の推進を通して、市民の信頼に応える教育行政を進めます。

以下、その施策の概要を申し上げます。

第１の柱は、子どもたちの「生きる力」を育成する教育の推進であります。

「生きる力」の育成のうち、本市学校教育の喫緊の課題となっております「確かな学力」の向上については、全国学力学習状況調査や本市独自の標準学力調査の結果を考察しますと、小・中学校ともに一定の成果があらわれているものの、小学校の一部の学校において全国水準に達していない状況や家庭における学習習慣が十分に身に付いていないなどの課題があげられます。

したがって、今後もその実態を踏まえ、小・中学校の密接な連携のもと、「室蘭市学力向上基本計画」に基づく取組の推進を通して、どの学校においても、確実な成果があらわれるよう指導と助言に努めます。

具体的な取組としては、先進的な指導法の研究実践を行う研究奨励校の指定のほか、引き続き小学校８校に学習支援教員を配置します。

また、北海道教育委員会が作成している「チャレンジテスト」を活用しながら、学習習慣の定着と充実を図る取組を進めます。さらに、「室蘭市学力向上基本計画」については、実施３年間の検証を行い、より一層学力の向上を図るための今後の改善策を検討します。

「豊かな心と健やかな体」の育成については、子どもたちの心に寄り添った児童生徒理解に努め、生命(いのち)を大切にする心や公共心、規範意識などを育てる教育を充実させるとともに、豊かな体験活動を通じて内面に根ざした道徳性の育成に努めます。

いじめ問題については、昨年１２月に「室蘭市いじめ問題総合対策」を発出しましたが、今後さらに学校・家庭・地域・関係機関との連携を深めながら「いじめ問題」の未然防止や早期発見、早期対応の取組を強化します。

また、子どもたちの悩みを幅広く受け止めるための心の教室相談員の配置拡充、さらに子どもたちの主体性を生かした「むろらん子どもサミット」を開催します。

不登校問題については、引き続き適応指導教室における相談・支援を実施し、一人ひとりに応じた指導と支援を行います。また、薬物乱用防止教室や性に関する指導、インターネット使用に関するマナー教室等を実施し、問題行動の未然防止に努めます。

健やかな体の育成については、学校ごとに体力向上プランを作成し、その取組を充実させるとともに、「早寝早起き朝ごはん運動」等の望ましい生活習慣を身に付けさせる指導を

充実させ、健やかでたくましい体づくりを推進します。
　特別支援教育については、教育相談や学習支援の取組を進めるとともに、障がいのある子どもたちへの適切な就学相談と支援を継続します。
　特色ある教育活動については、世界に通じる子どもたちの育成事業として、小・中学生を対象とした「むろらんイングリッシュ・デイ」を開催するとともに、外国語指導助手の活用や室蘭工業大学国際交流センターとの連携による国際理解教育の充実に努めます。
　また、ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学ものづくり基盤センターとの連携や職業体験学習を通して望ましい職業観・勤労観を育むキャリア教育を充実させるとともに、ふるさと教育としての「港ふるさと体験学習」や環境保全の意識を高める「交通エコロジー教室」を開催します。
　幼児教育では、学びと育ちを支える環境づくりを推進するため、「家庭教育セミナー」や「２歳児ちびっこくらぶ」を実施します。また、幼保小の円滑な学びの連携を図るため、関係者による懇談会を開催し、その充実を図ります。
　私学に対する振興では、幼稚園、高等学校・専修学校への支援のほか、園舎の老朽化に伴う大規模改修事業に対する支援を行います。

　次に、第２の柱は、信頼される学校づくりの推進であります。
　より信頼される学校づくりを進めていくためには、家庭や地域の理解と協力を得た学校づくりを一層推進するとともに、教職員の資質・能力の向上と服務規律の徹底が重要となります。
　そのため、児童生徒の教育活動の様子やその成果と課題について、保護者や地域住民への説明責任をしっかりと果たすとともに、各小・中学校における地域人材や地域素材の活用を積極的に支援し、開かれた学校づくりを一層推進します。
　教職員の資質・能力の向上については、教育研究所において、実践的な教育研究を進めるとともに、授業力の向上をはじめ、いじめ問題や防災教育等の研修講座を開設します。あわせて、各校における教育研究に対し、積極的な指導と支援に努めます。
　教職員の服務規律については、体罰や交通違反等の不祥事の未然防止に向け、指導の徹底を図ります。

　次に、第３の柱は、子どもたちが安全・安心に学べる教育環境の整備であります。
　本市の不審者被害件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、市内一斉巡回活動を引き続き実施するとともに地域パトロール団体や関係機関との連携を一層深めながら子どもたちの安全確保を図ります。
　「防災教育」については、本市防災計画に基づき、学校ごとに防災マニュアルの見直しを行うとともに、外部人材の活用や関係機関との連携を図りながら、各校における防災訓練や防災学習等の充実を図ります。
　また、災害等の緊急時に保護者への情報伝達を円滑に行うために、学校ごとに保護者へ緊急情報を送信できるメールシステムを構築し、その拡充を図ります。
　放課後の児童対策では、八丁平小学校の敷地内に多目的ホールを新設し、スクール児童館を開設します。
　また、青少年問題については、ひきこもり、ニートなどに対処するため制定されました「子ども・若者育成支援推進法」への対応について、室蘭市青少年問題協議会における審議を踏まえ、具体的な方向性を検討します。
　学校給食については、学校給食センター施設の改修を行い、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、栄養教諭による食育指導の拡大充実と、望ましい食習慣の形成を図る指導の充実に努めます。また、中学校の授業時数増加に伴い、給食回数を５回増加します。
　学習環境の整備については、本年４月に開校する室蘭西中学校の外構整備及びグラウン

ド整備を行います。
　また、平成２７年４月に開校予定の中央・港南地区統合小学校については、校舎棟及び体育館の建設工事に着手するほか、平成２８年４月に開校予定の港北・本輪西地区統合小学校については実施設計に着手します。
さらに、平成３０年４月に開校を予定している蘭北地区統合小学校については、統合校の建設方式を決定するため、白鳥台小学校の耐力度調査を実施します。
当面統合を予定していない東明・港北・本室蘭中学校については、体育館暗幕、校舎棟カーテンなど、老朽化した備品の整備を行います。

　次に、第４の柱は、人とまちが生きる生涯学習の推進であります。
　「室蘭市社会教育振興計画」に基づき、本市の持つ地域特性を活かしつつ、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、豊かな人生を送りながらその成果を還元できる社会の実現をめざし、地域の活力と教育力を向上させていく環境づくりや施策を総合的に推進します。
　文化振興については、引き続き文化芸術活動の振興を図るほか、市民美術館では、１０月に特別企画展を開催するなど、関係諸団体と連携協力をしながら、市民に優れた美術・音楽などの鑑賞機会を提供します。
　また、昨年新たに国指定の名勝となったピリカノカ絵鞆半島外(そと)海岸については、標識・説明板の整備を行うとともに、周知パンフレットの作成やパネル展を実施します。　このほか、南部陣屋史跡の災害復旧整備を進めます。
　読書活動推進については、子どもの成長期にあわせた読書環境を整備するため、親子読書ふれあい事業や読み聞かせボランティアなどの育成を目的とした「小学生のための読み聞かせ講座」を開催します。また、港の文学館については、旧プロヴィデンスに施設を移転し、展示スペースの有効活用や内容の充実を図るとともに、特別展の開催などにより集客性の向上を図ります。
　男女平等参画社会に向けた取組については、推進団体と協働した啓発活動とともに、男女共生セミナーの開催など、男女平等意識への醸成を図り、平成２６年度からの第２次室蘭市男女平等参画基本計画の策定に向けての見直し作業に着手します。
　スポーツ振興については、白鳥大橋パークゴルフ場を３６ホールへと拡張整備するほか、入江運動公園陸上競技場の第２種公認継続に向け整備します。また、スポーツ関係団体と連携を図り、市民が安全・安心に利用できる施設整備の充実と地域スポーツの振興を推進し、市民の健康増進の機会拡大や各種大会などの誘致に努めます。
最後に、各施設の耐震化については、文化センター管理棟や青少年科学館の耐震改修実施設計に着手するほか、学校給食センターや中島公園野球場管理棟、胆振地方男女平等参画センターの耐震補強工事を実施します。室蘭市体育館については、改築の方向性を踏まえ検討します。
　また、省エネの取組については、民俗資料館展示照明をLED化するとともに各施設における省エネの取組を今後も継続します。
　以上、平成２５年度教育行政方針について、申し上げました。
教育改革が進む中、教育行政の果たす役割は、ますます重要との認識に立ち、「子どもたちが生き生きと輝く室蘭の教育づくり」と「生涯にわたって主体的に学ぶ環境づくり」に努めてまいりますので、議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。